

農地中間管理機構に係る論点整理（素案）

これまでの規制改革会議での議論、事務局に寄せられた各委員からの意見等の概略は以下のとおり。

1. 機構の組織について

（全体の仕組について）

- 競争力ある農業、魅力ある農業、農業の成長産業化を実現するため、機構の活用によって、新規参入者を含め地域が一体となり、農地の集積・集約を促進することを、人・農地プラン等の施策も含めて関係者の共通認識とすべきではないか。
- 組織・機能が階層的（県—市町村—地区—受託者）であるほか、機能が重複（理事会—運営委員会、運営委員会—地区）しているため、問題の解決に時間が掛かりすぎるとともに、責任の所在が不明確なのではないか。
- 都道府県に実施計画を立案させることとするとともに、政策目標の実現が順調に進んでいないときには、国として都道府県及び機構に対し、方針の見直しについて把握をし、コントロールをすべきではないか。また、各都道府県の進捗を評価する仕組みを国に設けることとすべきではないか。
- 都道府県が機構として指定する法人の基準を明らかにするべきではないか。
- 既存の農地保有合理化法人の体制を追認するのではなく、経営に精通した者の役員への登用や、新規参入者も意思決定に参画できる仕組みの構築など、新たな組織に相応しい体制の在り方を検討すべきではないか。
- 委託できる業務と委託先選定基準を明確化するべきではないか。民間事業者のノウハウが活かされる仕組みとなるのか。
- 機構の業務の一部を委託することができるとするが、委託先は都道府県ごとに民間事業者を入札で選定することにより、民間ビジネスの活用を通じた競争原理を適用するべきではないか。
- 受け手希望者の選定に関わる業務を、新規参入者等と利害が対立しかねない者に委託することは中立性の観点で問題ではないか。
- 農業委員会の関与しない仕組みとするべきではないか。
- 農地保有合理化事業や農地利用集積円滑化事業など、既存の類似制度の整理・合理化、役割の明確化を図るべきではないか。

（運営委員会）

- 上記の組織の見直しに伴い、運営委員会の設置機関やその役割を抜本的に見直す必要があるのではないか。
- 運営委員会を抜本的に見直すこととする場合には、機構の職務執行の中立性を担保する監視・監督機能を高めるガバナンスの仕組みを構築する必要があるのではないか。

2. 農地の出し手について

(不良農地の滞留の防止)

- 利用されない農地に国費が投入されるリスクは防止すべきではないか。
- 機構が貸付先が未定として管理することとなる農地について面積の上限を設けるべきではないか。
- 農地として利用することが著しく困難かどうかの基準を明確化すべきではないか。
- 受け手のニーズのある圃場を十分に踏まえて借り入れることとすべきではないか。また、如何なる農地を圃場整備対象とするかの基準を明確化すべきではないか。
- 機構が農地の滞留を防止するために賃貸借契約を解除し得る基準を示すべきではないか。

(出し手への財政措置の在り方)

- 農地が公共性のある国民の共有財産であるとの認識を踏まえ、補助金等で誘導するのみでなく、所有者自らが農地の適正な利用を確保する責務を自覚するための厳正な対処を組み込むべきではないか。
- 耕作放棄地を機構に貸し出した地主に対しても、出し手に対する支援措置たる農地集積協力金（経営転換協力金・分散錯圃解消協力金）を給付するならば、現在の制度と比して不公平感・モラルハザードを生じさせるのではないか。
- 機構が農地を返還する際に、原状よりも価値の高まった農地の有益費償還義務を免除する仕組みとすれば、所有者のモラルハザードを助長させるのではないか。

3. 農地の受け手について

(人・農地プランについて)

- 地域の話し合いにより策定された人・農地プラン及びそこに規定された中心経営体に対し、市町村がどのような責任を負うのかが不明であり、人・農地プランの法制化には慎重であるべきではないか。
- 現状の人・農地プランに重きをおいた仕組みでは、地元偏重に過ぎ、新規参加者が入れない。地域外・農外関係者からの新しい発想を取り込むための新たな仕組みを作るべきではないか。（参加機会の確保等）
- 人・農地プランを農地利用配分計画の作成に用いたり、人・農地プランを事実上の認可基準としたりすることのないようにすべきではないか。

(公正な貸付ルール)

- 貸付先の選定に当たっては、貸付希望者の公募の実施を必須とすべきではないか。
- 貸付先を決定する具体的なルールを明確に規定するとともに、貸付けプロセス全体が公表される仕組みとすべきではないか。
- 貸付けを希望して応募したものの貸付けを受けられなかった者について、異議を申述する機会を確保すべきではないか。
- 農地のリース料について、納得感の得られる水準にするためのルールを設けるべきではないか。

4. 耕作放棄地対策について

- 機構が圃場整備をした農地について、地主に返還されることとなった場合には、再び分散した農地や耕作放棄地とならない仕組みが必要ではないか。
- 農業委員会による耕作放棄地解消の取り組みを迅速化するとともに、積極的に利用すべきではないか。

5. その他について

- 安定した農業経営が可能な賃借期間を設定すべきではないか。
- 農地台帳の整備に関しては、1 か所ログインすれば全国見られるようにするべきではないか。

6. 中期的な検討課題

- 農業委員会の役割を抜本的に見直すべきではないか。
- 農政における農協の位置付けを明確にすべきではないか。
- 戸別所得補償制度を含め、補助金の効率化・合理化を検討するべきではないか。

以上